



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

第1857号

目 次

ペー
ジ

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 柿本善也

告 示	○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	○保育士試験の実施（こども家庭課）	二
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	三
○公其測量の実施の通知（用地対策課）	○開発行為に関する工事の完了（建築課）	三
○都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	○警備員指導教育責任者講習の実施（選舉管理委員会告示）	四
○右同	○不在者投票を取り扱う施設の指定表（資源調整課）	五

告 示	○結核指定医療機関の指定辞退（健	一
○保健林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林保護課）	○保健林の指定施業要件を変更する	一
○右同	○右同	二
○右同	○右同	二
○右同	○右同	二

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
奈良県知事 柿本善也	東洋薬局今国府店	大和郡山市今国府町三九〇一一

奈良県告示第五百五十五号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。	奈良県告示第五百五十六号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。	奈良県告示第五百五十七号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保健林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 水産大臣から通知があった。	奈良県告示第五百五十七号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保健林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年三月二十七日 奈良県知事 柿本善也	平成十九年三月二十七日 奈良県知事 柿本善也	平成十九年三月二十七日 奈良県知事 柿本善也	平成十九年三月二十七日 奈良県知事 柿本善也
一 指定施業要件の変更に係る保健林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めることによる。	一 指定施業要件の変更に係る保健林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めることによる。	一 指定施業要件の変更に係る保健林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めることによる。	一 指定施業要件の変更に係る保健林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めることによる。
昭和四十四年十一月二十七日農林省告示第二千三百四号（ニに係るものに限る。） 及び昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百七十五号（ニ及び七に係るものに限る。）	昭和四十四年十一月二十七日農林省告示第二千三百四号（ニに係るものに限る。） 及び昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百七十五号（ニ及び七に係るものに限る。）	昭和四十四年十一月二十七日農林省告示第二千三百四号（ニに係るものに限る。） 及び昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百七十五号（ニ及び七に係るものに限る。）	昭和四十四年十一月二十七日農林省告示第二千三百四号（ニに係るものに限る。） 及び昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百七十五号（ニ及び七に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度

並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び関係村役場に備え置いて
縦覧に供する。)

奈良県告示第五百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり

都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・一〇〇号奥柳登

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和六十一年三月七日から平成二十四年三月三十日まで

四 事業地

平成十三年十一月奈良県告示第四百一十六号のとおり

奈良県告示第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり
都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・一〇〇号奥柳登
美ヶ丘線

変更後の事業施行期間 平成十六年七月十三日から平成二十年三月三十日まで

四 事業地

平成十六年七月奈良県告示第二百十四号のとおり

公 告

奈良県告示第五百五十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり
都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・二・七一〇号駅前幹線

変更後の事業施行期間 平成十六年七月十三日から平成二十年三月三十日まで

四 事業地

平成十六年七月奈良県告示第二百十四号のとおり

奈良県告示第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり
都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 柿本善也

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・二・一〇〇号三条管
原線
三 事業施行期間
変更後の事業施行期間 平成十二年一月二十八日から平成二十一年三月三十日ま
で

奈良県告示第四百九十七号のとおり
平成十二年一月奈良県告示第四百九十七号のとおり

四 事業地

平成十九年三月二十七日

変更した土地利用基本計画の要旨

奈良市、生駒市、香芝市及び宇陀市の各一部の森林地域の縮小

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第二項の規定による保育
士試験を次のとおり実施します。

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の日時及び場所

1 日時

筆記試験 平成十九年八月七日（火曜日）及び同月八日（水曜日）

実技試験 平成十九年十月十四日（日曜日）

2 場所

筆記試験 奈良県立高等教育学院 奈良市三条菖蒲前町三一六

実技試験 奈良県文化会館 奈良市登大路町六一二

二 受験申請書の提出期間、提出先及び提出方法

1 提出期間

平成十九年三月二十七日（火曜日）から五月十一日（金曜日）まで（同日までの

消印のあるものに限り受け付けます。）

2 提出先

郵便番号一七一一八五三六 東京都豊島区高田三一九一〇

保育士試験事務センター

3 提出方法

簡易書留郵便に限ります。

三 受験資格

奈良県土地利用基本計画を平成十九年三月二十七日に変更したので、国土利用計画法
(昭和四十九年法律第九十二号) 第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定
により、その要を次のとおり公表します。
なお変更した土地利用基本計画図は、省略し、奈良県企画部資源調整課及び関係市役
所に備え置いて一般の閲覧に供します。

奈良県企画部資源調整課及び関係市役所に備え置いて一般の閲覧に供します。

4 提出書類

1 受験申請書

2 写真

奈良県知事 柿本善也

- 3 受験資格がある者であることを証明する書類
- 4 受験科目の一部免除を受けようとする者は、次に掲げる証明書
- (一) 平成十七年保育士試験及び平成十八年保育士試験一部科目合格通知書の写し
- (二) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、厚生労働大臣の指定する科目を全て専修したことを証明する書類で、当該学校又は施設の長が発行したもの
- 写し
- (三) 幼稚園教諭免許状若しくは教育職員免許状授与証明書の写し
- 5 受験者の氏名が3及び4に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の一部記載事項証明書又は戸籍抄本
- 五 受験申請書の配布
- 1 配布日時
- 平成十九年三月二十七日（火曜日）から四月二十七日（金曜日）まで
- 2 配布方法
- (一) 窓口配布
- 県民ホール（県庁内）、奈良県文化会館、橿原文化会館及び旅券事務所（奈良ファミリー内次世代育成支援情報コーナー）
- (二) 郵送配布
- 保育士試験事務センターでのみ郵送による配布を行います。受験申請書を請求するときは、切手（百四十円）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形三号）を同封し、平成十九年四月二十七日までに必着するよう送付してください。
- 七 受験票の交付
- 受験申請書を受理したときは、受験票を交付します。
- 八 合格通知
- 保育士試験合格者には、平成十九年十一月二十二日（木曜日）までに合格通知書を送付します。
- 九 試験結果は、全ての受験者に送付します。
- 問い合わせ

四 主たる事務所の所在地	奈良市石京三丁目三番地の七
五 定款に記載された目的	この法人は、踊りによる祭りを核として、市民による文化及び地域の振興に関する事業を行い、新たな奈良の魅力の発信及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
三 代表者の氏名	なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
四 主たる事務所の所在地	平成十九年三月二十七日

一 申請のあつた年月日	奈良県知事 柿 本 善 也
二 特定非営利活動法人の名称	平成十九年二月二十七日
三 代表者の氏名	田ノ岡 敏雄
四 主たる事務所の所在地	吉野郡十津川村池穴一六〇 こだまの里内
五 定款に記載された目的	この法人は、十津川の人と自然を生かしたまちづくりに関する事業を行い、誰もが暮らしやすい、住みたい（住み続けたい）、訪れたい、官民協働のまちづくりを推進し、地域社会の繁栄に寄与することを目的とする。
一 申請のあつた年月日	奈良県知事 柿 本 善 也
二 特定非営利活動法人の名称	平成十九年三月八日
三 代表者の氏名	朝比奈 康仁
四 主たる事務所の所在地	北葛城郡広陵町大字沢五三八番一
五 定款に記載された目的	この法人は、奈良県民に対して、自然及び子どもの中成に係る様々な環境調査並びに政策提言、又は子どもの電話相談・人権啓発並びに人材育成事業を行い、行政と連携を図り、県民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、県民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現及び、真の豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。
一 申請のあつた年月日	奈良県知事 柿 本 善 也
二 特定非営利活動法人バサラ衆	平成十九年三月二十七日
三 代表者の氏名	江崎 哲
四 主たる事務所の所在地	測量法（昭和二十四年法律第八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成19年3月27日 火曜日

奈良県公報

- 一 測量の目的 公共測量（一級基準点測量）
 二 測量の地域 奈良市三条大路「丁目及び四条大路」「丁目
 三 測量の期間 平成十九年四月一日から同月二十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十一条第三項の規定による、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
 なお、この開発区域を表すたる図書は、奈良県郡山土木事務所において監修したものであります。

平成十九年三月二十七日

奈良県知事 植本善也

一 許可番号

平成十九年一月十四日郡土第〔四-五〕号
 平成十九年三月九日郡土第〔四-五〕-1号

二 検査済証書

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月十一日郡土第四一八号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市小平尾町〔〇四番地〕
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 生駒市小平尾町〔一六番地〕
 鶴田久子

公 告 棚 番 収 留 令

奈良県公安委員会
委員長 永田正利

企画課」という。)に対し、電話による事前申出を行い、講習受理番号を取得するること。
 なお、この申出は、受講者本人による先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

1

講習による警備業務の区分、実施期日等

講習による警備業務の区分	実施期日	実施時間	定員
法第2条第1項第1号の警備業務（以下「1号警備業務」といふ。）	平成19年5月22日（火）までの4日間	午前9時から午後5時まで	40名
法第2条第1項第2号の警備業務（以下「2号警備業務」といふ。）	平成19年6月12日（火）から同月14日（木）までの3日間	午前9時から午後5時まで	40名
法第2条第1項第3号の警備業務（以下「3号警備業務」といふ。）	平成19年6月26日（火）から同月28日（木）までの3日間	午前9時から午後5時まで	20名
			3号警備業務 平成19年6月4日（月）から同月8日（金）まで

2 実施場所

奈良県大和高田市幸町2番33号

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」といふ。）を有する者

4 受講申込手続

- (1) 受講の事前申出
 講習を受けようとする者は、平成19年4月9日（月）から同月13日（金）までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全課（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。
 平成19年3月27日

イ 申込場所
 奈良県内の各警察署生活安全課（係）。ただし、奈良県外に居住する者については、警察本部生活安全企画課においても申込みを行うことができる。
 ヲ 提出書類
 次の書類を受講者本人又はその代理人がイの場所に直接持参して受講を申し込むこと。この場合において、(1)により取得した講習受理番号を受付担当者に申し出ること。
 (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3、0センチメートル、横の長さ2、4センチメートルの写真1枚をはり付けたもの。） 1通
 (イ) 旧資格者証の写し 1通

5 平成19年3月27日 火曜日

報 公 县 良 査

(イ) 代理人が受講申込みを行う場合にあっては、受講者本人の委任状

講習手数料

5 次に掲げる講習に係る警備業務の区分に応じて、それぞれ次に定める金額を受講申込みのときに奈良県取入証紙で納付すること。

- (1) 1号警備業務 23, 000円
- (2) 2号警備業務 14, 000円
- (3) 3号警備業務 14, 000円

講習業務の委託

6 本講習は、社団法人奈良県警備業協会（奈良市法華寺町124番地の1）に委託して実施する。

7 その他

- (1) 講習受付時間

各講習とも初日は、午前9時から午前9時30分まで受付を行う。

- (2) 携行品

筆記具及び昼食

- (3) 問い合わせ先

- ア 奈良県内の各警察署生活安全課（係）
- イ 警察本部生活安全企画課

選挙管理委員会印

奈良県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選舉法施行令（昭和十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第四項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成十九年三月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

介護老人保健施設 秋篠	奈良市秋篠町1四二二一-
有料老人ホーム エリシオン真美ヶ丘	北葛城郡広陵町馬見南四一九
特別養護老人ホーム 檜原の郷	檜原市飯高町七一

【定価】 一ヶ月 三千四百五十円
一部売り 一枚につき四十五円(共に、送料別)

発 行 奈 良 県
奈良市登大路町三〇
電話 ○七四三一三一一〇一〇(代)

印 刷 株式会社 春 日
奈良市三条東町九一八
電話 ○七四三一三五一七三三三(代)

本誌は再生紙を使用しています。